

# 中間市居住支援協議会 報告

# 福岡県中間市の特徴

	中間市	北九州市
面積	15.98km <sup>2</sup>	486.8km <sup>2</sup>
人口	41,997人	949,911人
世帯数	20,332世帯 (2.06人/世帯)	428,798世帯 (2.21人/世帯)
高齢化率	36.62% (県内市2番目) ※全国平均27.7%	29.6%
生活保護受給率	31.82‰ ※全国平均16.7‰	24.85‰
特記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北九州市に隣接</li> <li>・ 4キロ圏内の市</li> <li>・ 旧炭鉱地域</li> <li>・ 社会資源が少ない (警察署・HWない等)</li> <li>・ 公営住宅が多い</li> <li>・ 就学援助率31.5%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政令指定都市</li> <li>・ 北九州工業地帯</li> <li>・ 八幡製鉄所</li> <li>・ 交通路線の発達</li> </ul>



# 中間市生活困窮者自立支援制度

- ・ 市民生活相談センター(生活困窮者自立支援制度における事業)を抱樸が受託
- ・ 2019年下半期からは住まいの相談窓口を開設
- ・ 2019～2021年度市民生活相談センターの相談の実績は以下のとおり

相談者数の推移	人数
① 2021年度の相談の新規の相談人数(感染症拡大後)	192 (32人/月)
② 2020年度の新規相談者数(感染症拡大後)	366 (30.5人/月)
③ 2019年度の新規相談者数(新型コロナウイルス感染症拡大以前)	162 (13.5人/月)

2.37倍 (2021年度 vs 2019年度)

2.25倍 (2020年度 vs 2019年度)

・ **新型コロナウイルス感染症以降相談者は増加傾向が続いている。(2019年度比)**

## 中間市生活困窮者自立支援制度相談内容の内訳

◆相談内容の分類					
内容	件数 (重複あり・延べ)	内容	件数 (重複あり・延べ)	内容	件数 (重複あり・延べ)
1	病気や健康・障害のこと	52	10	地域との関係について	3
2	住まいについて	33	11	家族との関係について	70
3	収入・生活費のこと	168	12	子育てのこと	32
4	家賃やローンの支払いについて	63	13	介護のこと	15
5	税金・公共料金支払い	57	14	引きこもり・不登校	8
6	債務について	75	15	DV・虐待	8
7	仕事探し	62	16	食べ物が無い	14
8	就職について	45	17	その他	10
9	仕事上の不安やトラブル	64	18	不明	0
				計	779

・ 192人中168人が、収入・生活費等のお金に関する相談。

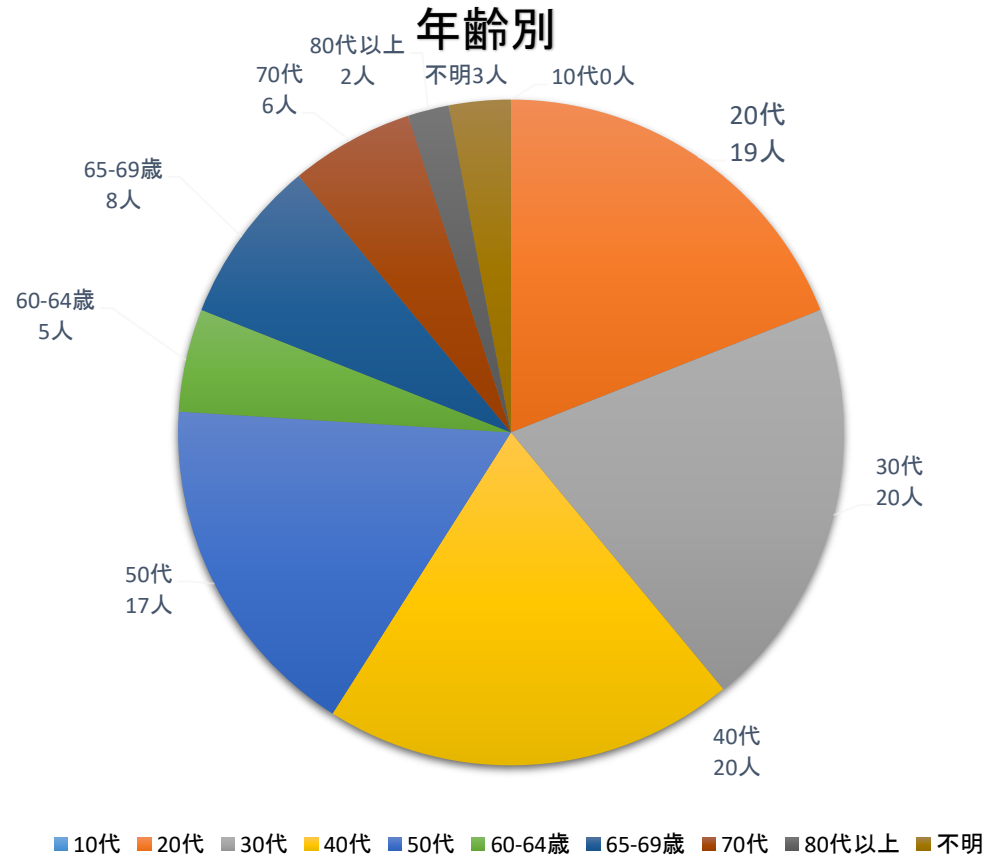
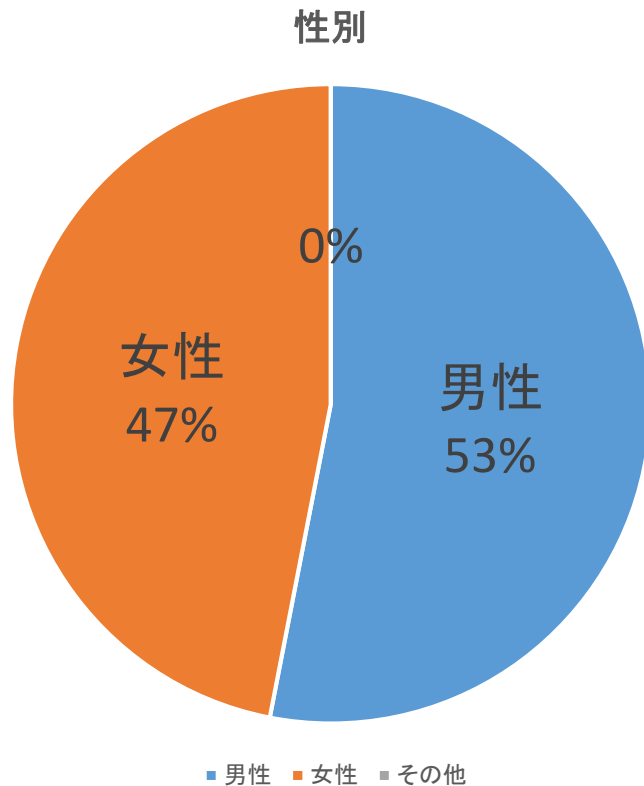
・ コロナ拡大以降は経済的に困窮している世帯が多く、家賃やローンの支払いに不安を抱えている。

→住まいに関する相談を総合的に判断すると100件(50%)。

## つづき

- ・ 経済的困窮の背景には、コロナウイルスの影響での減収のみならず、病気や障害、失業や減収、債務や家族との関係という課題が見受けられた。
- ・ 生活課題では1人あたり3～4つという複合的な課題を抱えている方が多い。

# 中間市生活困窮者自立支援制度 住まいに関する相談96人の内訳



- ・ 性別では、男性52人、女性48人
- ・ 100人のうちの年齢別内訳は、10代0人、20-64歳81人、65歳以上が19人、不明3人

## 中間市生活困窮者自立支援制度 住まいに関する相談100人の内訳

高齢者世帯 (65歳以上)	障がい者世帯 (障害者手帳あり)	子育て世帯	困窮者世帯
16人	9人	28人	47人

相談者は上記のような世帯に分類ができる。

- ・ 全体の5割が高齢者・障がい者・子育て世帯  
→ 何等かの配慮が必要な方が半数を占めている。  
→ 特に高齢者や障がい者の方等は情報提供のみならず、同行や訪問なども含めたサポートが必要
- ・ 困窮者世帯の割合が3割→5割に増加(昨年度比)  
→ 高齢、障害、子育て世帯以外の方々がコロナにより経済的な影響を受けて家賃の支払い等に影響してきている

## 今後の相談者の状況の変化の見込みについて

1、各種制度（特例貸付・各種給付金・支援金等）の期限が切れ、経済的困窮が深刻化する。

→特例貸付の返済が困難になる方をはじめとし、多重債務等による債務整理が必要な方々の増加と、債務整理に伴う持ち家やローンの支払いが困難になる方々の住まいの問題が発生する可能性がある。

→生活保護受給者の増加と、低廉家賃の物件への転居が必要な方の増加が見込まれる。

→収入回復に至らなかった方々等が生活困難に陥り、社会的孤立が更に深刻になる。



2、今般の住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人等）への支援のニーズは今後も増える。

→住宅情報の提供、居宅支援だけでなく、**生活支援の必要性**がある。

### 【タイトル】

- ・ 転居先が見つからず関係機関も対応に困惑していた世帯。

### 【基本属性】

項目	内容
年齢、性別	40代、女性 10代、息子(小学生)
居住形態	持ち家(ローン中)
親族	離婚歴あり、本人名義の住宅ローンを引き継いで本人が支払いしている
仕事	自営業で飲食店を経営していたが、経営不振のため廃業 現在は小さなスーパーマーケットで働いている
体調	息子には発達障害があり、ひきこもり状態 音や光、においに敏感

### 【相談の経緯】

・ 自宅兼店舗だった住宅ローンが支払えなくなり、裁判所が介入して強制退去の段取りとなった。しかし、転居先が準備できず、裁判所の執行官が困り、行政に相談があった。その後、当センターに支援依頼が入った。

### 【状況】

- ・ 母は住宅ローン以外にも自営業時代の債務を抱えており、家計の収支が把握できていない状況だった。
- ・ 転居の必要性は理解しつつも、日中は仕事をしていることから心身共に疲弊しており、ひとりでの転居先探しに限界を感じており、どこからはじめたら良いのかもわからない状況。
- ・ 発達障害の疑いがある息子に転居の必要性を理解してもらうのにも時間を要するほか、かわいがっていた猫と同居できる物件を探すことが出来ずにいた。

**【支援内容】**

- ・ 関係機関と共に自宅を訪問。裁判所の強制執行官との話し合いに同席。現状を共有のうえ、転居先が決まるまでの時間的猶予を確保し、本人にも転居の必要性を理解してもらった。
- ・ 改めて面談を実施。強制退去に至るまでの経緯を確認。
- ・ 家計表作成し、今後の経済的な見通しを検討。債務整理をすぐに行う事は困難だったが、転居及び転居後の家計の見通しを立てることで経済的な安心感を獲得。
- ・ その後、行政の子ども担当部署と共に面談し、息子への説明や話の持ち方を助言。本人の息子との話し合いの場の持ち方をサポートした。

## 【支援内容】

- ・ 転居に向けた話し合いが進む中で、本人が自発的に物件探しを始める。また、話し合いを踏まえて息子も自分で物件を探し始めた。
- ・ 物件見学に同行。ペット可の物件は見つからなかったが、関係機関の紹介でペットの保護活動をしている方へ猫を譲渡することが出来た。
- ・ その後、当センター及び関係機関が対応し転居支援を実施した。

【現在の状況】

- ・ 経済的には安定している状況が続いている。
- ・ 今後は債務整理に向けた話し合いをする予定。更なる家計改善を見込んでいる。
- ・ 就労面では、本人に転職の意向が見受けられるため適宜助言を行いつつ、必要に応じてハローワークと連携して就労支援を実施する予定。
- ・ 転居後、息子が周辺環境の音に過敏に反応して精神的に不安定な状況が続いているため、再度転居に向けて支援を実施予定。
- ・ 転居に向けて自発的に動けるようになってきているほか、経済的な面での不安も無く転居が出来る家計状況に至っている。

1、住まいの困りごとを抱えている方々の背景には、住まい以外の困りごとも多く存在する。

→**専門職による支援による生活支援が有効。**

2、コロナウイルスによる経済的な影響を受けた方々への支援策が期限を迎える。家賃滞納への対応や、転居が必要な方々の対応が増える。

→**不動産業者と福祉職との連携により、住まいを失う前に支援を行う必要がある。**

3、入居者や相談者の事情等を必要に応じて共有しながら、気軽に相談し合える、**不動産業と福祉職とのネットワークの構築**を図りたい。

「中間市居住支援協議会」での具体的な活動の一つとして、不動産業と福祉職の相互相談が出来る仕組みづくりが構築できると良いと思っています。